

奈井江町 町内事業者価格高騰対策支援金 申請要領

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

奈井江町 産業観光課

I 趣旨・概要

1 趣旨

- ・奈井江町では、仕入・資材・エネルギー（以下「資材等」）の価格高騰による影響を受けている町内の中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。（この事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。）

2 給付の対象者

【資材等の価格高騰】

- ・令和 7 年（2025 年）1 月から同年 6 月までのいずれかの月に購入した資材等の単価が、令和 6 年（2024 年）1 月から同年 12 月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加している事業者

3 給付額

- ・法人、個人事業主を問わず 10 万円

4 受付期間

- ・令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）～令和 7 年（2025 年）9 月 30 日（火）
※期限必着

5 問い合わせ・申請先

〒079-0392（住所不要） 奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎ 0125-65-2118 ✉ shoko@town.naie.lg.jp

（町事業応援給付金 URL）<http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

目次

1. 給付要件.....	3
(1) 給付要件.....	3
(2) 給付対象者.....	3
(3) 不給付要件.....	4
(4) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方①（比較例）.....	5
(5) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方②（対象となる資材等）.....	5
(6) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方③（単価の比較）.....	6
(7) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方④（参考：電気料）.....	7
2. 申請方法.....	8
(1) 申請手順（申請から給付までのながれ）.....	8
(2) 申請書記入例（1枚目（表面））.....	9
(3) 申請書記入例（2枚目（裏面））.....	10
3. 証拠書類等.....	11
(1) 中小・小規模事業者等（法人）の場合.....	11
(2) 個人事業者の場合.....	13
4. 特例申請.....	15
(1) 特例事項について.....	15
(2) ①新規開業・創業特例.....	15
(3) ②連結納税特例.....	15
(4) ③事業承継（死亡）特例.....	16
(5) ④法人成り特例.....	16

2. 申請する

1. 給付要件

(1) 給付要件

- ・令和 7 年（2025 年）1 月から同年 6 月までのいずれかの月に購入した資材等の単価が、令和 6 年（2024 年）1 月から同年 12 月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。
- ・「(3)」の不給付要件に該当しないこと。

※なお、支援金は店舗や事業所単位ではなく、事業者単位で給付します。

※申請特例に該当する場合は、16 ページ以下を参照してください。

(2) 給付対象者

- ・中小・小規模事業者、個人事業者（いずれも農業を含む。）

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満であること。

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること。

※基準月（令和 6 年 1 月から 12 月までのいずれかの月で、申請者が比較の対象とした月）以前から及び対象期間（令和 7 年 1 月から 6 月まで）において事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※2025 年 4 月 1 日以降、継続して町内に事務所又は事業所（事務又は事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事務又は事業が行われる場所をいいます。）があること。

※不給付要件に該当しないこと。

2. 申請する

(3) 不給付要件

- ・次のア～シに該当する事業者は、給付対象になりません。

ア 国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織又は団体

オ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

キ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者

ク 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

コ 町が令和 7 年度に実施する医療・福祉・介護事業所給付金を受給する者

サ 町税等(町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道料をいう。)を滞納(納付の猶予を受けているものを除く。)している者(法人の場合は当該法人及び当該法人の代表者)

シ ア～サに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町が判断する者

2. 申請する

(4) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方①（比較例）

- ・令和7年(2025年)1月から同年6月までのいずれかの月（基準月）に事業のために購入した資材等の単価が、令和6年(2024年)1月から同年12月までのいずれかの月（対象月）に購入した単価よりも増加していること。

〈基準年〉

2024 年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
						軽油 150 円/ℓ					

基準月

原材料の単価が増加

〈対象年〉

2025 年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月						
		軽油 160 円/ℓ									

対象月

※比較する月は同月である必要はありません。

(5) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方②（対象となる資材等）

- ・仕入・資材…製品・商品の製造・生産目的で消費される原料や材料、製造・生産・サービスの提供に不可欠な資材、仕入れている物
- ・エネルギー（燃料費・電気料）…事業のために使われる燃料および電気（例：販管費や製造原価に計上されているものや、水道光熱費や動力光熱費などに計上されているもの）
- ・単価上昇による事業への影響がより大きい資材等で申請いただくようお願いします。

【対象外となる主な費用】

- ・人件費（給料賃金）
- ・租税公課
- ・接待交際費
- ・通信費
- ・利子割引料
- ・福利厚生費
- ・貸倒金
- ・地代家賃 など

- ・燃料費、電気料にあっては、純粹に家庭用など、事業のために使用していない電気契約の料金（販管費または製造原価に計上されていないもの（例：水道資材等や動力資材等に計上されていないもの）。）

2. 申請する

(6) 給付対象となる資材等の単価増加の考え方③（単価の比較）

- ・原則として、同一のもの、同一の量（容量、重量、個数等）の価格（＝単価）で比較できる物を対象とします。（同質同量での単価比較が原則）

●同一の資材等であっても、異なる数量での購入金額で比較している場合は対象外です。（同質同量で比較していること。）

【対象となる例】

例1) 上白糖 30kg と上白糖 10kg

→ 10kg または 1 kg 当たりの価格で比較できる場合は対象

例2) W社の品番 XXXXXXXXXX のフローリング材 4坪 と W 社の同じ品番のフローリング材 16坪

→ 4坪または1坪当たりの価格で比較できる場合は対象

例3) 軽油 50ℓ と軽油 20ℓ

→ 1ℓ 当たりの価格で比較できる場合は対象

●同一（同質）ではない場合、対象外です。

【対象外となる例】

例4) 日本酒（本醸造）1.8L と日本酒（大吟醸）1.8L

→ 本醸造と大吟醸は、ともに清酒ですが、種類が異なるため、対象外

例5) 業務用醤油 18L と業務用めんつゆ 18L

→ 醤油とめんつゆは異なる商品であるため、対象外

例6) ガソリン（レギュラー）30ℓ とガソリン（ハイオク）30ℓ

→ともにガソリンですが、種類が異なるため、対象外

2. 申請する

【特例で対象とするもの】

- 他に申請することができる資材等がない場合は、「仕様、規格等が同一相当であるとする理由」を記載した上で申請することができます。

ただし、この場合、挙証書類の追加提出や申請理由の確認など、審査に時間を要するほか、申請が認められないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

例 A) 惣菜用の容器 Y の価格が高騰していることから、容器 Z（品番の異なる別の容器）に変更した。

（価格高騰前の容器 Y の価格 < 容器 Z の価格 < 価格高騰後の容器 Y の価格）

例 B) 廃番（あるいは品不足）のため、1 年前と同じ建材を購入できなかったことから、仕様（規格）が一部異なる建材を購入した。

（7） 給付対象となる資材等の単価増加の考え方④（参考：電気料）

- ・電気料（北電）の場合、下記の「○」の月が対象月となります。

	契約種別（北電）			
	従量電灯 B	従量電灯 C	低圧電力	業務用電力（一般）
1 月	○	○	○	○
2 月	○	○	○	○
3 月	○	○	○	○
4 月	○	○	○	○

- ・5 月以降は、北海道電力の単価の状況によりますので、申請先（役場 産業観光課 商工観光係 1 ページ参照）までご相談ください。
- ・北海道電力以外の契約の場合、上記の契約に準じた契約種別の場合は、北海道電力と同様に取り扱うものとします。ただし、契約内容等に関する追加の書類を求める場合があります。

2. 申請する

2. 申請方法

(1) 申請手順（申請から給付までのながれ）

① 申請書類を入手

- ・ 町ホームページから入手
- ・ インターネット環境がない方は、町窓口にて

② 申請書類に記入・提出

申請書類	中小・小規模事業者（法人）	個人事業主
申請書（町様式）	○	○
確定申告書別表一の写し（基準月が含まれるもの）	○	
確定申告書第一表の写し（基準月が含まれるもの）		○
所得税青色申告決算書または収支内訳書（白色申告の確定申告書類）の写し		○
損益計算書（基準月が含まれるもの）	○	
所得税青色申告決算書の損益計算書（青色申告の場合） または収支内訳書（白色申告の場合）（基準月が含まれるもの）		○
請求書等（申請する原材料等の請求書等）の写し ・ 基準月 2024 年 1 月から同年 12 月までのいずれかの月 ・ 対象月 2025 年 1 月から同年 6 月までのいずれかの月	○	○
本人確認書類の写し		○
通帳の写し	○	○
宣誓・同意書（町様式）	○	○

- ・ その他町より追加で書類の提出を求めることがあります。
- ・ 令和 4 年度以降の給付金事業において同じ書類を提出している場合は、省略可能です。

③ 申請

- ・ 電子メール、郵送または窓口へ持参

④ 給付

- ・ 申請書に記載した口座へ振込み

2. 申請する

(2) 申請書記入例 (1枚目 (表面))

様式 1

奈井江町 町内事業者価格高騰対策支援金申請書

令和 年 月 日

奈井江町長 様

以下のとおり、奈井江町町内事業者価格高騰対策支援金の給付を申請します。

申請者の情報	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルマルマル										
		法人名又は屋号	株式会社 ●●●●										
		代表者役職	代表取締役										
		フリガナ	マルマル	マルマル									
		代表者名	姓 ●●	名 ●●									
	申請者の種別・所在地 (住所)等	☒ 法人	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●									
			本社・本店所在地	〒●●●●●●●●●● 奈井江町字奈井江●●●番地									
			町内事業所等所在地	☒ 同上 〒									
		☐ 個人事業者	個人事業者等の自宅住所	〒									
			町内事業所等所在地	☐ 同上 〒									
生年月日			西暦 年 月 日										
担当者 (部署・職名・氏名)	部署名 職名	●●課		フリガナ 氏名	マルマル 姓 ●●	マルマル 名 ●●							
連絡先	E-mail	●●●●●●.●●●●●●@●●●●●●.co.jp											
	固定電話	0125-●●●-●●●●●●		携帯電話	0●●0-●●●●●●-●●●●●●								
事業概要	従業員数	正社員 ● 人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	●●,●●●,●●●● 円							
	設立年月日	西暦 ●●●●年●月●●日			決算月 ※法人の場合	● 月							
	主な 事業内容	●●●●の製造・販売											

【口座振替の申し出】

奈井江町から支払われる町内事業者価格高騰対策支援金については、下記による口座振替払いを申し出ます。

口座振替の申し出	金融機関	●● 銀行	店名	預金種目	口座番号 (右詰めで記入)
			●● 支店	普通	●●●●●●●●●●●●●●●●
	口座 カナ名義	(カタカナ) カ) マルマルマルマル			

※1 通知書番号の最初のアルファベットを記載してください。

※ 口座名義人 (カナ) については、通帳の見開きページより記載してください。

(注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、原則、当該法人の口座に限ります。)

(注) 裏面にも記載事項があります。

3. 証拠書類等の確認

3. 証拠書類等

(1) 中小・小規模事業者等（法人）の場合

・申請にあたり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

①	確定申告書等の写し	・基準月（2024 年）を含む事業年度の確定申告書類等の写し ※「確定申告書別表一」の写しをご提出ください。 ※所轄税務署に提出済のもの（収受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押印があるものに限りです。） ※e-Tax の場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。 ※収受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書（その 2 所得金額用）」を付属書類として、ご提出ください。 ※令和 4 年度以降に町の給付金を受給しており、その後も町内で事業を継続している場合は、提出を省略することができます。
②	損益計算書の写し	・基準月（2024 年）を含む事業年度の損益計算書の写し ※対象とする資材等が、経費いずれかの科目に計上されていることが必要です。
③	請求書等の写し	・基準月 2024 年 1 月から同年 12 月までのいずれかの月に購入した単価がわかる書類（申請する資材等の請求書等） ・対象月 2025 年 1 月から同年 6 月までのいずれかの月に事業のために購入した資材等の単価がわかる書類（申請する燃料費の請求書等） ・電気料の場合は、検針票等の契約者名、契約種別等が明記されている書類 ※書式や名称は問いませんが、年月日・社名（屋号等）の押印・申請する燃料費の単価が確認できる書式であること。 ※申請する燃料費以外の請求書等は不要です。 ※電気料を対象とする場合は、対象月（2025 年）の請求書または検針票（いずれも契約種別が分かるもの）のみの提出で可とします。
④	通帳の写し	・通帳の見開きページの写し（1 ページ・2 ページ） （以下の情報が確認できるもの） ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記 ※令和 4 年度以降に町の給付金を受給しており、同じ口座への

3. 証拠書類等の確認

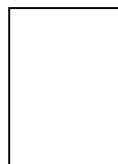
		<u>振り込みを希望する場合は、提出を省略することができます。</u>
⑤	宣誓・同意書	・ 町様式（様式2）
⑥	その他町が必要と認める書類	・ 町の指示等により追加で提出する上記以外の資料等



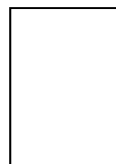
・ 申請書



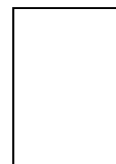
・ 確定申告書
・ e-Tax 受信通知



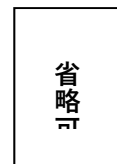
・ 損益計算書



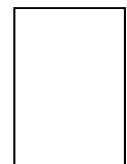
・ 基準月の
請求書等



・ 対象月の
請求書等



・ 通帳コピー



・ 宣誓・同意書

3. 証拠書類等の確認

(2) 個人事業者の場合

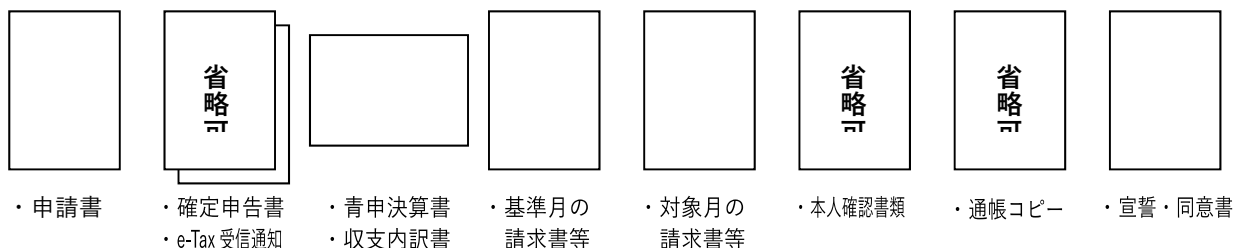
・申請にあたり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

①	確定申告書等の写し	・基準月を含む事業年度の確定申告書第一表の写し ・上記確定申告書に添付した青色申告決算書または収支内訳書（いずれも1ページ目）の写し ※個人番号を塗り潰したものをご提出ください。 ※所轄税務署に提出済みのもの （収受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押印があるものに限りします。） ※e-Tax の場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。 ※収受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書(その2 所得金額用)」を付属書類として、ご提出ください。 ※令和4年度以降に町の給付金を受給しており、その後も町内で事業を継続している場合は、提出を省略することができます。
②	所得税青色申告決算書の損益計算書（青色申告の場合）または収支内訳書（白色申告の場合）	・基準月（2024年）を含む事業年度の確定申告書類に添付した、損益計算書（青色申告の場合）または収支内訳書（白色申告の場合）の写し（いずれも1ページ目のみ） ※対象とする資材等が、経費いずれかの科目に計上されていることが必要です。
③	請求書等の写し	・基準月 2024年1月から12月までのいずれかの月に購入した単価がわかる書類（申請する燃料費の請求書等） ・対象月 2025年1月から同年6月までのいずれかの月に事業のために購入した燃料費の単価がわかる書類（申請する燃料費の請求書等） ・電気料の場合は、検針票など、契約者名、契約種別等が明記されている書類 ※書式や名称は問いませんが、年月日・社名（屋号等）の押印・申請する燃料費の単価が確認できる書式であること。 ※申請する燃料費以外の請求書等は不要です。 ※電気料を対象とする場合は、対象月（2025年）の請求書または検針票（いずれも契約種別が分かるもの）のみの提出で可とします。
④	本人確認書類の写し	・運転免許証、マイナンバーカード等 ・本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。 ①運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。） ②マイナンバーカード（オモテ面のみ）

3. 証拠書類等の確認

		③写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） ④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面） ⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面） ・なお、①～⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替することができるものとします。 ⑥住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方の写し ⑦住民票及び各種健康保険証の両方の写し （⑥又は⑦で代替する場合には、個人番号がないもの又は個人番号を塗り潰した写しをご提出ください。） ※申請時において有効なものであり、2025年4月1日現在の住所が申請時の住所と同一のものに限ります。 ※令和4年度以降に町の給付金を受給しており、その後も町内で事業を継続している場合は、提出を省略することができます。
⑤	通帳の写し	・通帳の見開きページの写し（1ページ・2ページ） （以下の情報が確認できるもの） ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記 ※令和4年度以降に町の給付金を受給しており、同じ口座への振り込みを希望する場合は、提出を省略することができます。
⑥	宣誓・同意書	・町様式（様式2）
⑦	その他町が必要と認める書類	・町の指示等により追加で提出する上記以外の資料等



4. 特例申請の確認

4. 特例申請

(1) 特例事項について

- ・下記の特例事項に該当する事業者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。

	特例事項	概 要
①	新規開業・創業特例	・ 2024 年 1 月から 12 月までの間に法人設立又は新規開業した場合
②	連結納税特例	・ 連結納税を行っている法人
③	事業承継（死亡）特例	・ 事業収入を比較する 2 つの月の間に事業承継（事業を行っていた者が死亡した場合も含む。）を行っている場合
④	法人成り特例	・ 事業収入を比較する 2 つの月の間に個人事業者が法人化した場合

(2) ①新規開業・創業特例

- ・2024 年 1 月から 12 月までの間に法人を設立又は個人事業者が新規開業した場合、確定申告書に代えて次の書類を提出してください。

■個人事業の開業・廃業届出書の写し

- ・開業日が 2024 年 1 月 1 日～12 月 31 日であり、収受日付印が押印されていること。（e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Tax による申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。（※個人番号を塗り潰したものを提出してください。）

(3) ②連結納税特例

- ・連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、給付要件を満たす場合、法人確定申告書別表一の写しについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書の写しで代替するものとします。

4. 特例申請の確認

(4) ③事業承継（死亡）特例

- ・2024年1月から12月までの間に事業を承継した場合、確定申告書に代えて次の書類を提出してください。

■個人事業の開業・廃業届出書の写し

- ・開業日が2024年1月1日～11月31日であり、収受日付印が押印されていること。(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。(※個人番号を塗り潰したものを提出してください。)

(5) ④法人成り特例

- ・申請者は法人であるが、2024年1月から12月までの間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、個人事業者として作成された各資料を法人として作成された資料とすることができます。